

## あんしん きもち せいかつ 安心して気持ちよく生活するために

がっこう まな ば ひとりひとり じぶん よさ の 伸ばしながらよりよい せいちょう め ぎ せいかつ  
学校は学ぶ場です。一人一人が自分の良さを伸ばしながらよりよい成長を目指して生活  
をするには、すべての じどう あんしん あんぜん せいかつ かんきょう ととの じゅうよう やないづ  
小学校をいじめがなく伸び伸びと過ごせる思いやりにあふれた学校にするために、自分  
じしん まんぞく し、あいて の こと も みとめ、つながりながら、よりよいものを生み出す ひとりひとりの  
こころがま かんきょう つく つぎ しめ せいとしどうきてい  
心構えと環境を作るために、次に示している生徒指導規程があります。その内容について、  
いけんなど あった ばあい には、えんりよく もう で ください。はな あ なか で、より ほんらい しめし  
意見等があった場合には、遠慮なく申し出てください。話し合いの中で、より本来の趣旨に  
あ 合ったものに かいせい していきます。

## せいとしどうきてい 生徒指導規程

### だい しょう そうそく 第1章 総則

だい じょう きてい は、ほんこう きょういくもくひょう (すす まな ためた こころ い 生きる こ  
第1条 この規程は、本校の教育目標(「進んで学び、豊かな心でたくましく生きる子ど  
もの いくせい」)を たっせい するために、 じどう じしゆてき じりつてき じゅうじつ がっこうせいかつ おく  
達成するために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る  
という かんてん ひつよう じこう きた 観点から必要な事項を定めたものです。

#### こころがま (心構え)

だい じょう ひとりひとりが びようどう であるという だいげんそく じぶん や じぶん たち にかん する こと を みずか  
第2条 一人一人が平等であるという大原則と自分や自分たちに関する こと を 自らの  
せきにん において 取り 組む という 自治の 気持ち を 大切に しまし しょう。

- ・ じぶん 自身 を 大切に し、 やくわり じかく しながら やる べき こと に向かい、 ちから  
の 伸ばし しまし しょう。
- ・ あいて の おもい や たちば ちが みとめ、 たが が より まんぞく ほうこう め ぎ けいけん  
相手の思いや立場の違いを認め、お互いがより満足する方向を目指し経験を  
重ね しまし しょう。
- ・ おかしい と思 った こと は びょうげん できる など、 すべて の 人 が 表現 できる 雰 囲 気 を みんな  
で つくり あげ しまし しょう。

### だい しょう がっこうせいかつ かん 第2章 学校生活に関する こと

#### (いじめ)

だい じょう がっこう ぼくかく と き には、 ぼくごしや れんけい ひが い じどう ぜんりよく まも  
第3条 学校は、いじめが発覚した時には、保護者と連携し被害児童を全力で守ります。

#### (授業)

だい じょう じゅぎょう ぼうがい ぬ だ まわ こ がくしゅう きた たの 楽しむ  
第4条 授業の妨害や抜け出し、周りの子の学習の妨げになることはせず、学びを 楽しむ  
しゅうかん を 身 に つけ しまし しょう。 また、 がっこう に入 ったら、 げこう まで がっこう で  
習慣を身につけましょう。また、学校に入ったら、下校まで学校から出てはいけま  
せん。

## (服装)

第5条 校内外の学習活動及び登下校(休業日)の際は、学校が定める制服を着用しましょう。

学校が定める制服

- ・上着(濃紺のイートン) 上着に準じる折スカート, 半ズボンまたは長ズボン
- ・白のポロシャツ, カッターシャツ, ブラウス
- ・ベスト, セーター(紺・黒・灰色)
- ・靴下は, 白, 紺, 黒で無地のもの(ワンポイントはあってもよい)
- ・登下校時には, 通学用黄帽子を着用しましょう。
- ・登下校中は防寒着として, 手ぶくろ, マフラー, ジャンパー等を着てください。

## (持ち物)

第6条 学習や学校生活に必要なものは持って来ないようにしましょう。

## (携帯電話)

第7条 携帯電話の持ち込みは, 次の場合を除いては, すべて禁止とします。

事前に保護者から学校長に許可申請が提出され, 許可された人は, 学校内では登校後すぐに担任等に預けましょう。

## (その他)

第8条 学校の決まりや約束, 法規・法令に違反する行為や学校が教育上指導を必要すると判断した行為等があった場合, 児童に説諭等を行います。この場合には, 必ず保護者にも連絡をし, 児童のよりよい成長に向けての話し合いをします。

- ・学校に持ち込んではいけないものを持ちこんだ場合には, 学校が預かり保護者への協力をお願いします。
- ・学校のものを用意的に壊した場合は, 保護者負担で修理・修繕を依頼します。

## 第3章 附則

本規程の施行は, 次の通りとします。

- ・2012年(平成24年)4月1日より施行
- ・2014年(平成26年)4月1日より施行 **【第4章の第2条を一部修正】**
- ・2015年(平成27年)4月1日より施行 **【一部削除】**
- ・2018年(平成30年)4月6日より施行 **【一部改正】**
- ・2019年(平成31年)4月1日より施行 **【改正】**
- ・2020年(令和2年)4月1日より施行 **【改正】**